

災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）株式会社 油米（以下「乙」という。）とは、南海トラフ地震等の大規模地震発生時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震による災害が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対して、乙の給油所において、帰宅困難者に対する一時休憩所、水道水、トイレの提供及び地図等による道路情報、ラジオ等で得た通行可能な道路情報等の提供を要請することができる。

2 甲は、乙に対して、乙の給油所付近の道路状況及び付近の被害状況について報告を求めることができる。

3 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に要請することができる。

（支援の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急に鑑み、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要する経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲又は乙が、この協定を終了させる意思表示がない限りその効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年8月26日

甲：三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙：三重県伊勢市大世古1-1-16
株式会社 油米
代表取締役 大西 泰夫